公 売 の し お り

公売の手続等については、公売公告に記載した事項のほか次に掲げる取扱手続によって行われることとなっておりますので、公売財産を買い受けようとする方は、これらの事項を十分承知の上公売に参加してください。

なお、不明の点については、各執行機関までお問い合わせください。

1　公売保証金の納付

公売保証金の納付を条件とする公売の場合には、所定の金額を現金又は小切手（群馬中央手形交換所参加地域を支払地とする銀行、信用金庫振出の預金小切手に限る。）で公売日に公売の場所で納付しなければなりません。

2　入札による公売

(1)　入札書の用紙は、公売の場所備え付けのものを使用し、字体は鮮明にインク又はボールペンで書いてください。

(2)　入札書を書き損じたときは、訂正しないで新たな入札書用紙を請求してください。

(3)　入札書の入札価額の頭部には、「金」又は「￥」の文字を付けてください。

(4)　入札書の記載に当たっては、入札書の注意事項に留意の上記載漏れ及び誤記のないことを確かめた上で提出してください。

(5)　一度提出した入札書については、引換、変更又は取消しができません。

(6)　入札をしようとする者が、一つの公売財産について複数の入札書を提出した場合には、いずれの入札書も無効なものとします。

(7)　入札書には、架空の名義又は他人の名義を使わないでください。

(8)　数人が共同して入札する場合（以下「共同入札」という。）にはその旨を明記して連署した上、各人の持分を付記してください。この場合において、共同入札をする入札者が、その中から代表者を指名して、実際に入札手続をさせるときは、「共同入札代表者の届出書」を提出してください。

(9)　法人が入札する場合には、その入札行為を行う者の役職及び氏名を入札書の適宜の箇所に記載してください。この場合において、その役職名では代表権限を有するか否か不明の場合には、代表権限を有することを証する書面（会社・法人の登記事項証明書等）を提出してください。

(10) 代理人が入札する場合には、代理権限を証する委任状を提出してください。

(11) 入札書は、入札者の面前で開札します。ただし、入札者又はその代理人が開札の場所に出席しないときは、公売事務に関係のない職員を立ち会わせて開札します。

(12) 入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価である者を最高価申込者とし、売却決定期日に売却決定します。この場合において、所定の条件を欠いている入札は、入札がなかったものとします。

なお、最高価申込者となるべき同価の最高入札者が２人以上あるときは、その入札者間で追加入札をして最高価申込者を定めます。この場合に追加入札の価額がなお同価であるときは、くじにより決定します。

ア　追加入札をする者が棄権したときは、棄権をした者については当初の価額で入札があったものとします。

イ　くじをする場合に出席しない者又はくじをしない者があるときは、公売事務に関係のない職員がその者に代ってくじを行います。

ウ　追加入札をする場合の公売保証金は、当初に納付した公売保証金を充当しますから、追加して提出する必要はありません。

エ　公売財産の売却決定は入札書の「入札価額」欄に記載された金額によって行います。

(13) 不動産等の公売において入札価額が、最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額であり、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上の額を入札した者は次順位買受申込者となることができます。なお、次順位買受申込者となるべき同価額の入札者が２人以上あるときは、くじにより決定します。

3　買受人の制限

公売公告の条件に違反した者又は国税徴収法第９２条、第１０８条等法令の規定により買受人となることができない者は、買受人となることができません。

各自治体の暴力団排除条例第２条に該当する方（暴力団員等）は公売の買受人となることができません。公売により最高価申込者等になった方等については、各自治体の暴力団排除条例に基づき、暴力団排除条例第２条に該当する方（暴力団員等）該当の有無を関係機関に照会することがあります。

４　公売保証金の返還

最高価申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、公売終了後返還します。ただし、次順位買受申込者に対しては、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還します。

なお、公売保証金の返還を受ける者が、個人の不動産業者等の場合又は営利法人の場合は、２００円の収入印紙が必要です。

５　買受代金の納付

売却決定を受けた者は、公売公告に定められた期限までに買受代金を現金又は小切手（群馬中央手形交換所参加地域を支払地とする銀行、信用金庫振出の預金小切手に限る。）で納付しなければなりません。もし所定の期日までに代金を納付しない場合には、売却決定を取り消すことがあります。この場合、納付した公売保証金があるときは返還することなく滞納者の徴収金に充当します。

６　権利移転の時期及び危険負担

買受代金を納付したときをもって権利移転します。したがって、買受代金納付後は買受人の所有となりますから、財産の棄損、焼失等による損害は、買受人の負担となります。

なお、権利移転の時期について他の法令等により制限のある場合は、これに従います。

７　登記又は登録財産の権利移転及び登録免許税等の負担

公売財産について、権利移転のため登記又は登録を必要とするもののうち、他の法令により特別の定めのあるものを除いて、市町村長又は行政県税事務所長が権利移転の手続を行ないます。

この場合の登録免許税等の費用は、買受人の負担となります。登録免許税を納付後、その領収証書を売却決定日に持参してください。

なお、買受代金納付後において当該費用の提供がない場合は、権利移転の登記又は登録を行うことができません。

また、後日、県税である不動産取得税、市町村税である毎年の固定資産税などが課税されます。

８　公売の取消し

公売財産の買受人が買受代金を納付する時までに納税者が滞納徴収金を完納したとき等の場合においては、公売を取り消します。

９　買受申込み等の取消し

買受申込み等の取消しは、公売手続等に関し不服の申立て等があり、公売手続が停止された場合に限りすることができます。ただし、その取消しの申出は、公売手続の停止期間中に限られます。

なお､この場合に納付した公売保証金があるときは､買受申込み等を取り消した者に返還します。

10　公売保証金の帰属

国税徴収法第１０８条第２項の規定により買受申込み等が取り消された場合の公売保証金は、県市町村の収入に帰属します。

平成３０年８月２２日

前橋市
渋川市
伊勢崎市
榛東村
吉岡町
前橋行政県税事務所